

# 食品安全委員会

## 食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ

### (第10回) 議事録

1. 日時 令和8年3月23日(月) 14:00~16:55

2. 場所 食品安全委員会第二会議室(Web会議システムを併用)

#### 3. 議事

(1) 食事由来の化学物質のばく露評価について

(2) その他

#### 4. 出席者

(専門委員)

朝倉座長、石見専門委員、大久保専門委員、片桐専門委員、鈴木専門委員、  
龍田専門委員、中山専門委員、松本専門委員、六鹿専門委員、吉成専門委員、  
横山専門委員

(専門参考人)

多田専門参考人

(食品安全委員会)

祖父江委員長、頭金委員、春日委員、松永委員

(事務局)

前間事務局次長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、  
澁岡評価情報分析官、蟹江評価調整官、藤原評価専門官、小林評価専門職、  
矢吹係員、北澤技術参与、前川技術参与

#### 5. 配布資料

資料1 食品健康影響評価における食事由来の化学物質のばく露評価の手引き(案)

資料2 食品健康影響評価指針等の抜粋(ばく露量推定に関する部分)

参考資料1 ばく露評価に関する用語(「食品の安全性に関する用語集」からの抜粋)

参考資料2 Environmental health criteria 240: Principles and methods for the  
risk assessment of chemicals in food, Annex 1 Glossary of Terms

(IPCS, 2009)

参考資料3 Environmental health criteria 240: Principles and methods for the risk assessment of chemicals in food, Chapter 6 Dietary Exposure Assessment of Chemicals in Food (IPCS, 2020)

参考資料4 Codex Alimentarius Commission Procedural Manual – Thirty-first edition (FAO and WHO, 2025)

参考資料5 化学物質の経口摂取量推定に関するガイドライン（令和元年9月公表 農林水産省）

参考資料6 トータルダイエツトスタヂィに関するガイドライン（農林水産省）

参考資料7 Towards a harmonised Total Diet Study approach: a guidance document (EFSA, FAO and WHO, 2011)

## 6. 議事内容

○藤原評価専門官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回「食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ」を開催いたします。

先生方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議は公開で行います。

また、本会議は当会議室への参集及びウェブ会議システムを併用して行います。

傍聴につきましても、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおける動画配信により行っております。

通信環境等から、議事進行に支障が生じる場合もあろうかと存じます。ウェブ会議システム及びYouTubeの通信が途絶えた場合は、再度つながるまでお待ちいただけますよう、何とぞ御理解のほどお願い申し上げます。

本日は12名の専門委員、専門参考人に御出席いただいております。

石見専門委員におかれましては、16時前に御退席と伺っております。渡邊専門委員におかれましては御欠席と伺っております。

食品安全委員会からは、祖父江委員長、頭金委員、春日委員、松永委員に御出席いただいております。

動画視聴時の録画、録音、画面撮影は御遠慮いただきますよう、併せてお願いいたします。

それでは、以降の進行は朝倉座長にお願いしたいと思います。

○朝倉座長 よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の議事次第を御覧ください。本日の議題は（1）食事由来の化学物質のばく露評価について、（2）その他です。

事務局より資料の確認をお願いいたします。

○藤原評価専門官 本日の資料は、議事次第、専門委員等名簿のほか、資料1から2、参

考資料1から7までをお配りしております。会場で御参加の先生におかれましては、参考資料につきましては、iPadを御参照ください。

不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

なお、本日はウェブ会議形式を利用して参加されている先生方もいらっしゃいますので、そちらの注意事項について御説明させていただきます。

1点目、こちらは常時の内容となりますが、発信者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフにさせていただくようお願いいたします。

2点目、こちらは発言時の内容となりますが、御発言いただくときは、Webexの挙手機能を御利用ください。途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室していただき、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、事務局または座長が先生のお名前をお呼びいたしましたら、先生御自身でマイクをオンにし、冒頭にお名前を御発言いただいた上で御発言をお願いいたします。発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフにする形で御対応をお願いいたします。

会場で参加いただいている先生方におかれましても、発言者が分かりますように、冒頭にお名前を御発言くださいますよう御協力をお願いいたします。

以上、ウェブ会議における注意事項となります。

○朝倉座長 続きまして、事務局から、「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）」に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告を行ってください。

○藤原評価専門官 本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

○朝倉座長 先生方、御提出いただいた確認書について相違はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移ります。まず、議事（1）食事由来の化学物質のばく露評価についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 本日の御審議の流れについて御説明いたします。

資料1を御覧ください。まず、前回のワーキングを踏まえた修正につきまして、「第3用語の説明」、「第4 食品健康影響評価における食事由来の化学物質のばく露評価」の1と2を御確認いただければと思います。その後、第4の「3. 食品に含まれる化学物質濃度データ」の草案について御審議いただく流れとさせていただきますと幸いです。このとき、継続審議となっていた2の（3）、第4の2の（3）についても併せて御確認いただけますと幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

それでは、順番に確認をしていきたいと思っております。

「第3 用語の説明」について、事務局より説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 それでは、資料1の4ページ24行目の枠囲みを御覧ください。「第3用語の説明」については、前回ワーキングでの御議論及び本文の草案の記載内容を踏まえて用語の候補案を記載し、その説明の案としてEHC240の用語集の仮訳を記載しております。

5ページ目から、前回のワーキングの御議論を踏まえて、「1. 急性食事性ばく露」、次のページの「11. 総ばく露」、「14. 複合ばく露」、「15. 慢性（一生涯）の食事性ばく露」、「16. 慢性（一生涯未満）の食事性ばく露」を追記しております。

また、本文の記載内容を踏まえましては、5ページの「3. コンポジット試料」、また「4. 最大基準値／最大レベル」につきましましては、食品安全委員会で統一された和訳がないため、暫定的に既存の評価書における表記を載せて最大基準値／最大レベルとしております。あとは、7ページ目、「17. ユニット重量」を追記しております。

こちらにつきましまして御確認をお願いしたところ、「4. 最大基準値／最大レベル」について多田専門参考人から御意見をいただいております。現在の説明の案はEHC240の用語集の仮訳を記載しておりますので、日本の現状に合わせて修正が必要ということかと理解しておりますが、「2（3）継続審議事項」及び「3（2）②」と関連する用語のため、本文の議論を踏まえて修正いただくのはいかがでしょうか。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

「第3 用語の説明」については、もともと手引き本文を作成後に詳細を詰めていくということでしたので、事務局からの説明のとおり、今回追加していただいた最大基準値／最大レベルについては、本文のほうでの議論を反映させるということによろしいのかと思っておりますけれども、多田先生、こちらの御意見をいただいたところ、意図とかそういうところも含めて御意見をいただければと思います。

○多田専門参考人 そちらに意見を書かせていただきましたように、国外での食品添加物の基準値の表現の仕方と国内での表現のされ方が少し異なっているために、両方あるいは少なくとも国内については記載いただけるようにということでコメントさせていただきました。これはほかの部分の議論を進めてから御検討いただくということで全く問題ございません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

こちらは確かに「コーデックス委員会が」というような記述になっておりますので、日本の状況に合わせて、今後の議論も踏まえてまとめていきたいと考えます。ありがとうございます。

それから、9ページを御覧ください。こちらは「第4 食品健康影響評価における食事由来の化学物質のばく露評価」の中のセクションになります。11行目から、「1（2）食事性ばく露評価実施時の一般原則と留意点」、それから、10ページの12行目からの「1（3）適切な食事性ばく露評価の方法を選択するためのフレームワーク」の部分は、前回ワーキ

ンググループでいろいろ御意見をいただいたかと思しますので、そちらを踏まえて本文が修正されているとのことです。

修正済みの原稿は事務局のほうから先生方に御確認いただいているかと思いますが、特に御意見はいただいているということ、こちらの修正後の内容ということで特に問題ございませんでしょうか。よろしいですか。

特に追加修正等なければ、この案でいきたいと思えます。ありがとうございます。

そうしましたら、11ページの23行目のところを御覧ください。こちらの「2. 食事性ばく露評価の種類」の(1)については、前回ワーキンググループでの議論を踏まえて、本文が修正されたということと、赤くなっているの分かるかと思えますけれども、脚注が12ページに追加されているということだそうです。

また、事務局のほうでサブタイトルを追記して、この「(1) 食事性ばく露評価の対象となる化学物質、種類、推定方法」というところかと思えますが、こちらのサブタイトルについては、御意見はございますでしょうか。特に大丈夫でしょうか。

この食事性ばく露評価の対象となる化学物質というのは、最初の3つのポツですよね。使用が許可される前とか許可された後というところかと思えます。その次の種類というのが、期間の話ですよね。急性とか慢性ばく露といったところの期間の話かと思うのですけれども、これを「種類」というのが分かりにくいかと思ったのですけれども、これは、例えば食事性ばく露評価の対象となる化学物質、期間とかで、推定方法というのは決定論的とか確率論的といった話になるかと思うのですけれども、ここのところはどうか。

○藤原評価専門官 事務局としても、もともとこちらはサブタイトルがなかったのですけれども、内容的につけたほうがいいということでつけたものなので、そこに先生方から異論がなければ、今いただいたとおり期間でよろしいかと存じます。

ただ、「種類」といたしましたのは、もともと2ポツのタイトル自体が「種類」となっていて、ほぼ期間の話と摂取源や摂取経路の話、あとは化学物質が複数ある場合について記載されていたので、それに合わせて「種類」としたところなのですけれども、今の11から12ページ目では「期間」について言及されているので、事務局として問題ないかと存じます。

○朝倉座長 特に御意見がある方はいらっしゃいますか。「種類」というとざっくりし過ぎていたかと思ったのですけれども、よろしいですか。

○六鹿専門委員 確かにこのポツ3つは期間、時間的なところを示しているのですけれども、6行目では3種類の食事性ばく露評価を行う可能性があるとしており、ばく露評価の種類を言っているのですよね。なので、そのあたりも踏まえてうまく整理する必要があると思いました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうしますと、ここの「3種類の食事性ばく露評価が」というところも併せて言葉を変えたほうがいいのかという御意見になりますか。

○六鹿専門委員 「期間」にするのであれば、そのような言い回しにする必要があるかと思えます。

○朝倉座長 そうすると、ここは「3種類の期間の」とかそういう感じになりますか。

○六鹿専門委員 そうですね。「期間」に合わせるのであれば、それでいいのかなと。ただ、上の3行目や5行目も急性と慢性ですよ。

○朝倉座長 ばく露期間ということなのだと思うのですけれども。

○六鹿専門委員 ばく露期間、時間的な話とすると、3行目から5行目が急性とか慢性という言葉になってしまっているの、若干違和感がありますよね。

○朝倉座長 そうすると、例えば「ばく露期間」とかにしますか。最初のサブタイトルのところが化学物質、ばく露期間、推定方法といった感じになりますかね。

○六鹿専門委員 もしくは「種類」のままにしておいて、この3行目から5行目のところをその下の19行目以降の(2)、(3)、(4)の急性食事性ばく露評価というサブタイトルをそのまま持ってくるというやり方もあるのかなと。

○朝倉座長 ごめんなさい。分かりにくいのですけれども、どうなりますか。

○六鹿専門委員 19行目に「急性(24時間未満)食事性ばく露評価」というサブタイトルがありますので、このサブタイトルをこのまま3行目から4行目、5行目の3つに置き換えるという提案です。

○朝倉座長 「急性」という言葉の代わりに、ここのサブタイトルの部分を持ってくるということですか。

○六鹿専門委員 そうですね。そうすると、ばく露評価の3つの種類になりますので、タイトルも種類のままでいいのかなと。

○朝倉座長 そうすると、1番目のポツが「急性(24時間未満)食事性ばく露評価」、2番目のポツが「慢性(一生涯)食事性ばく露評価」、3番目のポツが「慢性(一生涯未満)食事性ばく露評価」となるということですか。

○六鹿専門委員 そうですね。それであれば「種類」のままでいいのかなと。

○朝倉座長 事務局、いかがですか。どちらでも。

○藤原評価専門官 事務局としてはどちらでも異論はございません。

○朝倉座長 どちらでもという感じですか。分かりました。

では、3つのポツのところを後ろのサブタイトルを持ってくるというか、何とかのばく露評価という形にするようにしましょうか。化学物質、種類、推定方法はそのままということにしましょう。

○藤原評価専門官 承知いたしました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

ほかにお気づきの点がある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

大久保先生、よろしくお願ひします。

○大久保専門委員 この部分の文章の構造が主語の後に3つポツがあって、その後述語

が入ってくるので、非常に読みづらいという印象があります。そのため、例えば11ページの25行目のところに「食事性ばく露評価は以下の3種類を対象として行う」と切って、その後3つの箇条書きを載せるというような感じで、ほかの12ページの2行目以降も同じような形にすると読みやすくなるのではないかと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。導入のところを少し変えるという感じですか。

○大久保専門委員 導入のところからもそうです。

○朝倉座長 例えば一番上のところは「食事性ばく露評価は」となっていて、何々を対象として行われる、ですかね。

○大久保専門委員 そこで一回文章を終わらせる。そして、3つ箇条書きにする。12ページに行って、上記の3種類の化学物質に対して、ハザードの特性評価の結果に応じて、3種類の食事性ばく露評価を行う可能性がある」と区切って、急性、一生涯を想定した慢性と箇条書きを続けるというような書き方にしたほうが分かりやすいのではないかと、という印象を持ちました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

導入のところと最後のところの部分を一つの文章にしてしまっ、最初に置いたほうがいいのかという御意見かと思えますけれども、これはいかがですか。編集は大丈夫そうですか。

○藤原評価専門官 それでは、御指摘のとおり修文させていただこうと思います。そうすると、11ページ25行目を御覧ください。こちらについて修文をすると、「食事性ばく露評価は以下の3種類の化学物質を対象として行われる」でポツが3つにというところ。12ページ目の2行目につきましても、「上記の3種類の化学物質に対して、ハザード特性評価の結果に応じて以下の3種類の食事性ばく露評価を行う可能性がある」というような形で、2行目と6行目を合わせたような内容。最後に、7行目についても、「そして、これらの食事性ばく露評価においては、以下のような3種類の推定方法が利用できる」でポツが3つ、というような形という理解でよろしいでしょうか。大久保先生。

○大久保専門委員 結構です。

○朝倉座長 では、そのように修文していただくことにしようかと思います。ありがとうございます。あとは大丈夫ですか。

では、次に行こうかと思います。続きまして、12ページの19行目の「2（2）急性（24時間未満）食事性ばく露評価」についてというところは、サブタイトルは修正されているということで、修正されているというのは記号ではなくて未満というのが書き足されたところかと思うのですが、そういうことでサブタイトルが修正されているということになっております。

さらにページをおめぐりいただいて、15ページの14行目の「2（5）総ばく露評価及び複合ばく露評価」については、前回のワーキンググループでの議論と鈴木先生からの御指摘を踏まえて本文が修正されているということだそうです。

こちらに関しては、鈴木先生から何か追加でコメントはございますか。あと、修正され

ているのはこれでよいかどうかなども御意見をいただけますでしょうか。

○鈴木専門委員 特に追加の指摘はありません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

こちらはメカニズム的なところを分かりやすく表現したというところかと思います。

では、次に行きますと、次が「第4 食品健康影響評価における食事由来の化学物質ばく露評価」のほうに進みまして、本文の草案の審議に移りたいと思います。

草案については、EHC240を踏まえて事務局で作成したとのことですので、事務局からまず説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 先ほど朝倉座長から御説明いただいたとおり、本文の草案は事務局で作成しております。EHC240は重複する部分や説明に当たる部分が多いことから、前回同様、草案ではばく露評価の基本的な考え方に関する部分を中心にまとめており、足りない部分はEHC240のほかのセクションやほかの資料等を参照して記載しております。参考資料3として共有しているEHC240の原文も御参照の上、手引き案として過不足がないか御検討いただきたいと存じます。

それでは、16ページ目7行目からの枠囲みを御覧ください。「3. 食品に含まれる化学物質濃度データ」に対する枠囲みでございます。こちらについてはEHC240の6.3を基に記載しておりまして、タイトルをほかの部分の表記に合わせて修正しております。

こちらにつきましては、まず17ページ1行目の「一貫した手続きに基づいて」というところにつきまして、大久保専門委員から御指摘をいただいております。こちらにつきましては、原文の記載及び参考資料4のコーデックスのハンドブックを踏まえて「一貫した手続き」としてありますが、「一貫した」を残して修正いただくのはいかがでしょうか。

次に17ページの8行目、「試料調製及び加工」について鈴木専門委員から御指摘をいただいております。こちらの御指摘につきましては、この部分は、食品消費量と化学物質濃度をこの後摂取量推定のときに組み合わせるのですけれども、そのときに適切なデータ同士をマッチさせる際に留意が必要な項目が挙げられていると考えられますので、現在の記載のままでよろしいのではないかと考えております。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長 御説明ありがとうございます。

そうしましたら、1つずつ確認をしていこうかと思うのですが、まず大久保先生からの御指摘の部分です。17ページ1行目の「一貫した手続きに基づいて」というところなのですが、これはこのままでもいいのではないかと事務局からの御意見だったかと思えますけれども、大久保先生から追加で御意見を。

○藤原評価専門官 すみません。事務局としては「一貫した」を残したほうがよろしいのではないかと思うのですけれども、確かに分かりづらい部分もあるかと存じますので、原文も枠囲みの中に載せております。適切な表現があれば修正いただければと考えております。

○朝倉座長 ありがとうございます。

consistentのところですね。「一貫した」という言葉は残すけれども、procedureとかその辺のところをどう訳したらいいかというところですかね。

ということなのですが、大久保先生、御意見をいただいてよろしいでしょうか。

○大久保専門委員 先ほど朝倉先生がおっしゃったように、procedureの後の手続というのが一体何を指しているのかというのが分かりづらいということでコメントさせていただきました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

大久保先生の御意見としては、「手順に従って」とかというような言い方がいいのではないかという御意見のようにお見受けするのですけれども、例えば「一貫した手順に従って」とか、そういう感じですか。

○大久保専門委員 そうです。

○朝倉座長 いかがですか。事務局としては、その修正で問題ないですか。

○藤原評価専門官 事務局としては、異論はございません。

○朝倉座長 ということで、「手続き」という言葉を手順、作業の流れという感じですかね。そういった感じの言葉に変えるということをお願いできればと思います。

それからもう一つ、鈴木先生からまた御意見をいただいておまして、こちらはポツの部分ですね。17ページ8行目、幾つかポツが並んでおりますけれども、このところの部分のお話かと思えます。

鈴木先生、御説明いただいてよろしいですか。

○鈴木専門委員 こちらのパソコンの調子が悪くて資料の詳細を見られていないので、今、詳しく説明することが難しいのですけれども、先ほど事務局のほうから説明していただいたとおり、ここでそろえていただく必要はないという方針で特に異存ありません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

試料の調製及び加工というところですね。これは原文を見ましても、恐らく入手の部分というのはむしろその上のサンプリング計画のほうに入ってくるのかなと私には見えたのですが、そうしましたら、現在の記述で行くということでもよろしいですか。

では、その方向で行こうかと思えます。

そうしましたら、ここまでで特に何か追加等ある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。大丈夫そうですかね。

そうしましたら、3の(1)の①食事性ばく露量推定のための濃度データについて、事務局から説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 それでは、17ページ14行目の枠囲みを御覧ください。こちらについてはEHC240の6.3.1.1を基に記載しております。

18ページ目の14～19行目の最後の部分につきましては、平均値の使用が適切な場合の記載につきましては、ESC240の6.3.1.2を踏まえて追記しております。こちらの部分についま

して先生方に御確認をお願いしたところ、修文や追記の案をいただいております。

まずは、18ページの4行目及び5行目につきましては、大久保専門委員の御指摘を踏まえまして、「分布の高値側」及び「統計学的に妥当な範囲で最も高いパーセンタイル値」ということで修正しております。

続きましては、次の6～9行目について鈴木専門委員から注釈の御提案をいただいております。ただ、こちらの原文の趣旨といたしましては、統計学的に妥当な任意のパーセンタイル値を導出するに当たっては最小の必要数が存在する、ということと考えましたので、注釈のような内容は付さずに、現在の記載のままとするのはいかがでしょうか。

最後の14～16行目につきましては、片桐専門委員の御指摘を踏まえて、「個別のユニットや供給源」に修正しております。

なお、ユニットについては、果物一個一個や野菜一個一個の「個」についてユニットというのですけれども、こちらにつきましては、厚生労働省の審議会の資料や、今日おつけしている参考資料5の農林水産省が出しているガイドラインに合わせて、片仮名のユニットのままとしております。

また、これに関連いたしまして、今日はやらないのですけれども、次回以降対象となります第4の「4. 食品消費量」の草案の中で「ユニット重量」という言葉が出てきますので、この「ユニット重量」につきましては、最初に申し上げたとおり、「第3 用語の説明」に追記しているところでございます。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、こちらもまた最初のほうから行こうかと思えますけれども、大久保先生の御指摘は表現の問題かと思えますけれども、大久保先生、特に追加はございますか。

○大久保専門委員 修正していただいているので、追加の指摘はありません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

こちらはこれでよろしいかと思えます。分かりやすくなったと思えます。

次が鈴木先生からですか。18ページの6～9行目ということで、こちらも数値に関する表現の問題かと思うのですけれども、鈴木先生、御意見、御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○鈴木専門委員 もともとかなり細かい指摘で、注意点としてそういうこともある、というのを注記としてあったほうがいいのかと思った程度ですので、事務局の御意見に特に異存はありません。

○朝倉座長 ありがとうございます。また細かい計算の話とかそういったところが出てきたときに検討できるといいのかと思えます。

それから、片桐先生からまた御意見をいただいております。こちら追加で御説明をお願いしてよろしいですか。

○片桐専門委員 ありがとうございます。こちらに書いてあるとおり、原文のままですと

個別ユニットやソースという単語が出てきていて意味が分かりにくいというところで意見を差し上げたのですけれども、今、訳語のユニットについても用語の説明に加えていただいておりますので、こちらの修正案で異論はありません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

では、修正していただいた内容で先生方から問題ありませんということで御意見をいただけたかと思えます。

私から1つ事務局に質問があるのですけれども、このユニット重量というのはいわゆるポーションサイズというのとは違うものということなのですか。

○藤原評価専門官 概念としては別のものというのが御回答になります。ただ、場合によっては同じになることもあるかと思えます。例えば、バナナのように1回に食べるのが一本丸ごと食べるようなもの場合はユニット重量とポーションサイズは同じになるかと思うのですけれども、概念は違いまして、ユニット重量の場合は一個一個の重量を示します。

ユニットがここで出てきているのはなぜかという、かなり特殊な推定なのですけれども、主に農薬の急性ばく露量の推定をするときに、部分的にすごく農薬の残留が高いような場合があるということを経験して、1回当たりに食べる量（ポーションサイズ）と、分析の際の試料のサイズと、一個一個の果物、野菜のサイズによって、濃度が高いところのばらつきをそのまま取る場合もありますし、あるいは粒が小さいものや液体として食べるものについては、全部がならされていて濃度の平均値でいいよというものがある。このような濃度の分布をうまく捉えられるように、ポーションサイズとユニット重量を組み合わせることで推定を行うということがこの後出てくるので、ユニットの話が出てくると思います。よろしいでしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。

多分、人間の個人の食事の調査をしている人には、ユニット重量というのは非常になじみのない言葉で、ポーションサイズと言ったほうが分かる言葉なのだと思います。なので、その違いも含めて用語集のところに入れておいてもいいのかなと。ポーションサイズという言葉とユニット重量との違いという意味で入れておいてもいいのかとは思いました。ここが食事調査をしている立場からすると分かりにくいと思いましたので、意見でした。

○藤原評価専門官 ありがとうございます。

ポーションサイズにつきましては、以前、松本専門委員からも章立てについて御指摘があったところなのですが、この後の第4の「4. 食品消費量」の中でまた出てくるので、そのときに併せて「第3 用語の説明」のほうに追加することを想定しております。

○朝倉座長 ありがとうございます。

○春日委員 ポーションサイズと同じような意味でサービングサイズという言葉が使われることもあります。化学物質についてそれが非常にポピュラーに使われるのかどうか分からないのですけれども、一つの参考として申し上げます。

○朝倉座長 ありがとうございます。

確かに似たような意味で使われるのだけれども、微妙に違うものは幾つかあるかと思えますので、その辺も整理ができるといいかもしれないですね。

では、また用語のほうは検討を続けていきたいと思えます。ありがとうございます。

そうしましたら、今、①が終わりましたので、次が②のところになるかと思えます。3の(1)②慢性食事性ばく露量推定のための濃度データについてです。こちらは事務局から説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 それでは、18ページ20行目の枠囲みを御覧ください。こちらにつきましてはEHC240の6.3.1.2を基に記載しております。もともと6.3.1.2の後半の部分、こちらの原文のほうは各化学物質についての記載があるのですけれども、3の(2)と重複いたしますので、一部だけを21ページ18～23行目に記載しておりますので、本文につきましては20ページ1行目からと21ページ目23行目までの記載となっております。

こちらにつきましては、先生方に御確認をお願いしたところ、修文や整理が必要であるとの御指摘をいただいております。御指摘の数が多いので、段落ごとに御紹介させていただければと思えます。

まず、20ページ目の2～8行目につきまして、先生方からの御指摘を18ページ目から19ページ目にかけての枠囲みで記載しております。こちらにつきましては、基本的には先生方からいただいた御指摘を踏まえて修正しているところでございます。ただ、六鹿専門委員からいただいている6行目に対する御指摘につきましては、2(3)において前回継続審議となっております、「濃度データとして基準値を使用する場合に各基準値の名称をどこまで書くかどうか」という論点とも関連するので、詳細は「3(2)②」で検討することといたしまして、取りあえず本項につきましては、六鹿専門委員の御指摘を踏まえて「基準値の案(後述)」としております。

○朝倉座長 そうしましたら、まず最初、20ページの2～8行目のところ、1つ目のパラグラフということですが、大久保先生のほうから御意見をいただいておりますが、追加等はございますでしょうか。

○大久保専門委員 いえ、追加はございません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

文章を分かりやすくしてくださいという意図で書かれたかと思っておりますので、修正していただいた内容で特に問題ないということによろしいですか。

では、この内容で行ければと思えます。

それから、六鹿先生から2つ御意見があつて、1つ目は4～5行目のところ、こちらは表現の問題かと思えますので、事務局のほうで修正していただいたと。

6行目のところ、幾つか値という言葉が並んでおりましたけれども、こちらのところは基準値等ということで丸めてこの段階では書くということで御意見をいただいておりますけれども、六鹿先生、こちらについて何か追加はございますか。御意見がもしあれば。

○六鹿専門委員 特にはないのですけれども、後で農薬なり添加物なりの話が出てくるので、そこでそれぞれの最大残留基準値等の言葉を使えばよくて、ここではざっくりと基準値等という形でいいのかと思いました。

○朝倉座長 ありがとうございます。個別の話は後でも出てくるということで、こちらはざっくりとした表現でということかと思えます。

それから、多田先生からも御意見をいただいております、こちらは4～5行目のところの言葉を変えてほしいというようなところと、あとは分布の表現ですかね。こちらも言葉の問題かと思えますが、多田先生、追加で何かございますか。

○多田専門参考人 修文のとおりでよいかと思えますけれども、8行目の「右側」という表現は、この分野では一般的ということならばいいのですけれども、私としては少し戸惑った表現です。括弧で「(高値側)」と示すのか、あるいは「右側」というものを丸ごと「高値側」と変えるのがいいのか、どちらがいいのか分かりませんが、御検討いただければと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

図の書き方で右側に大きな数字が来るというのは決まり事かと思えますので、「右側(高値側)」と書くのが、一番情報量も多いですしいいかと思えますが、よろしいでしょうか。

○多田専門参考人 大丈夫です。

○朝倉座長 ありがとうございます。

次は、片桐先生からも御意見をいただいております、こちらは英訳を少し詳しく入れたほうがいいのかと思えますが、修文いただいた内容で特に問題ないでしょうか。片桐先生、御意見はございますか。

○片桐専門委員 そちらで問題ありません。ありがとうございます。

○朝倉座長 ありがとうございます。

では、最初のパラグラフはこれでオーケーというところにしようかと思えます。

では、次を事務局からお願いします。

○藤原評価専門官 次に行く前に修文案について確認なのですけれども、六鹿専門委員、多田専門参考人から御意見をいただいた部分で、「試料がプールされている」というところが分かりにくいということで「コンポジット試料」とさせていただいて、この後に出てくる複数の食品等を混合した試料、というような意味なのですけれども、このような表記で分かりづらいつか、想像できないとかということはどうですか。原文は「試料がプールされた」という記載だったので、意識になりますが「コンポジット試料」とさせていただいたのですが。

○朝倉座長 この点については、六鹿先生、多田先生、もしコンポジット試料というので分かりにくいということであれば、御意見をお願いします。

○六鹿専門委員 元の文章の「試料がプールされた濃度データ」というのがよく分からなくて、私の理解だと「プールされた試料の濃度データ」かと思って修正をしたのですけれ

ども、それがコンポジット試料とイコールになるのかというところが確認できないのですけれども、どうなのでしょう。

○朝倉座長 ありがとうございます。

多田先生からも何かございますか。

○多田専門参考人 最初の表現を読んだときに、コンポジット試料は、混合試料のことを言っているのだらうと推測されたので、今回の修文で理解はできたところです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

コンポジット試料というのは前の用語の定義のところにも入っていましたよね。では、それで行きますか。これで分かるということであれば、この表現で行こうかと思えますけれども、特に御意見がある方はいらっしゃらないですか。大丈夫そうでしょうか。

では、ここはこれでいいということで、事務局のほうから次のパラグラフの御説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 それでは、次は21ページ目の4～13行目を御覧ください。こちらにつきましては、大久保専門委員、朝倉座長の御指摘を踏まえて修正しております。

あとは、六鹿専門委員から、平均値について整理が必要なのではないか、という御指摘をいただいております。こちらについては、原文を載せているのですけれども、指摘のあった文章中のaverage valueとその前の文章の中に出てくるmeanを両方とも平均値という形にして和訳をしております。あと、thisを事務局で「このような中央値の特性は」というように言葉を補って和訳をしているところなのですが、この辺りも踏まえた上で内容を整理の上、どのように修文したらいいかということをお知らせいただけますと幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

21ページの4行目から13行目というところで、表現を幾つか修正いただいているというところになります。

まず大久保先生から、表現のところですかね。御指摘をいただいておりますけれども、大久保先生としては今修文された内容で特に問題はございませんでしょうか。

○大久保専門委員 特に問題はないと考えております。

○朝倉座長 ありがとうございます。

それから、私もこれはコメントをつけているのですが、分かりにくかったというのがあったのですけれども、結局、これはすごく小さな値が幾つかあったり、測れていない値が幾つかあったときに、中央値というのは値の数だけしか問題にならないので、それがあっても全体には影響しないけれどもというようなところが書いてあるのかなと思いましたが、定量限界未満の値をどう取り扱うか。除外するのか、入れるのかみたいなところに依存しているというところで、この文章は値そのものには影響がないというところかと思っただけですけれども、原文は全く影響がないと書いてある。at allと書いてあるのですけれども、これは修文した後「ほとんど」になっているのですが、ここは何か意図を持って変えた感じですか。

○藤原評価専門官 「ほとんど」につきましては、大久保専門委員からの修文を受けて「ほとんど」を入れているというところなのです。

○朝倉座長 そうなのですね。

大久保先生、どうですか。このところ、原文はat allなのですよ。

○大久保専門委員 その部分は原文に従っていただいて結構です。

○朝倉座長 大丈夫ですか。

そうすると、「全く影響を受けず」はそのままで大丈夫かと思います。

あとは、六鹿先生からの御指摘ですかね。この平均値、meanという原文の中の言葉とaverage valueというのが別々の意味なのではないかという御意見をいただいているのですけれども、まずは先生、これは具体的にはどういうイメージでいらっしゃいますか。

○六鹿専門委員 これは、7行目の平均値と9行目の平均値というのが別の平均値を言っているのですよね。要は4行目から8行目というのは1つのデータセットの中での平均値を言っていて、8行目から13行目のほうは複数のデータセットに対して平均値を出す場合の平均値を言っているのです、これをそのまま同じものだと読んでしまうとわけが分からなくなってしまうかと思うのです。

8行目の「このような中央値の特性は」という部分は、恐らくthisを意識して入れていただいた部分だと思うのですけれども、ここがミスリードしてしまっているのかなという気がしていて、このthisは訳さなくてもいいのではないかと考えています。なので、「このような中央値の特性は」に変えて、複数のデータセットの場合ということを示せば分かりやすくなるかと思いますが、どうでしょう。私の理解で合っているのかも分からないのですけれども。

○朝倉座長 ありがとうございます。

私はこの原文を読んだときには、最初のmeanというのはいわゆる平均という概念のことを言っているのかと思ったのですよね。だから、平均値というのは一般的に外れ値から極めて強い影響を受ける可能性がある。なので、そういった中央値の特性はと。確かに「このような中央値」というのは、中央値の話が平均値の話の前にあるので分かりにくいところはあるのですが、その後のaverage valueというのは具体的に算出された平均値ということかとは思っていたのですけれども、ちょっと解釈が違うかもしれないですね。その辺は読み手によって取り方が違ってくる部分なのかもしれないのですが、どうするのがいいですか。

○藤原評価専門官 こちらはどこまで残すか迷った部分でもありまして、手引きとしてこういう時はこうせよ、というよりは、なぜ平均値でなくて中央値を使うのかという説明の部分ですので、あまり手引きとして重要な部分でもないのです、削除するというのもあり得るかと思います。

○朝倉座長 この文章自体をですか。そうすると、今、どこからどこまでというのをそれは指していらっしゃいますか。

○藤原評価専門官 4行目から13行目を想定しております。13行目の最後のほうは手引きとしてこうせよ、というような記載なのですけれども、文章化に関する内容なので4～13行目を削除ということもあり得るのかと存じます。

○朝倉座長 でも、こういう注意点がありますよ、ということは書いておいてもいいようには思いますけれどもね。

この辺の表現に関して、何か御意見のある先生はいらっしゃいますか。確かに一般論が書いてあるといえばそうなのですけれども、「このような中央値の特性は」という言葉のところが気になるというのが最初の御意見だったかと思しますので、この部分はどうか検討しますか。

○藤原評価専門官 このthisについては、20ページ目の枠囲みの一番上の下線を引いてあるthisをどう訳すかということで、前の文章を受けていると思ったのですけれども、そうではないのではないかというような御意見もありますので、この辺りを含めて文章を検討するというところでしょうか。

○朝倉座長 そうですね。

六鹿先生、何か具体的にここはこうしたらいいというのはございますか。「このような中央値の特性は」とか、この辺りのところ。

○六鹿専門委員 今すぐには整理できないのですけれども、修文案を作れと言われれば作ります。

○朝倉座長 では、ここは次回までにもう一回検討することにしましょうか。ややこしいところでもありますので、文章を見て考えようかと思えます。ありがとうございます。

このパラグラフはそのぐらいですかね。事務局のほうからいただいているコメントもそのぐらいかと思えます。

ほかに追加で何かお気づきの点がある方はいらっしゃいますか。大丈夫そうですか。

そうしましたら、最後の部分、21ページの18～23行目というところで、こちらは事務局から御説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 21ページ18～23行目につきましては、六鹿専門委員、多田専門参考人、中山専門委員の御指摘を踏まえて修正しております。六鹿専門委員の御指摘を踏まえては修文だけなのですけれども、多田専門参考人と中山専門委員の御指摘につきましては、最後の2行をどうするかということで修文案を御検討いただけますと幸いです。こちらはもともとの原文の趣旨としては、主に慢性ばく露の場合は平均値を使いますが、場合によっては中央値も使うこともあります、ぐらいの意味かとは思いますが。けれども、原文の表記をそのまま持ってきたところ、手引き（案）のほうは、中央値のほうが平均値より高い場合は中央値を使用することが推奨されているような内容とも読めるかとも後で思いまして、そうではないと思しますので、その辺りを踏まえて修文をいただければと考えております。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

また1つずつ行きますと、最初のところ、六鹿先生から、データがむにやむにやと始まった文章が最後は試料の話になっていて分かりにくいところなのですが、こちらは修正していただいたと思います。データがある場合は濃度の平均値を使用するというようなことで、ここは修正されている文章で大丈夫ですか。六鹿先生、これで意味は通りますか。

○六鹿専門委員 18行目の最後の最小必要数のデータがある場合ですね。その次の20行目、あるいはよく混合されたコンポジット試料が1つある場合で、前半はデータなのですけれども、後半はコンポジット試料なので、2つの対象が同じになっていないという指摘だったので。

○朝倉座長 ありがとうございます。

こういう状況であって、データがある、もしくはコンポジット試料があって、その測定値があるときにはということですよ。それを通常濃度の平均値を使用するというような意味かと思えますけれども、試料の先、それが測定された値になっているところの話が欠けているから分かりにくいということですか。

○六鹿専門委員 そうです。

○朝倉座長 そこは言葉を足しますか。コンポジット試料の濃度データが1つある場合はということだと思えるのですが、今、とっさには確認できないのですが、原文にはないということかと思えるのですが、今、事務局のほうで確認してくださっているような感じなのですが。

○藤原評価専門官 こちらはもともと六鹿専門委員のおっしゃるとおり、文章の内容はそろっていないというか、違う内容を1個の文章で言っているのですが、原文もそのようになっておまして、EHC240でいうと6-33ページの一番下の段落のところ。こちらのgenerallyから始まる部分を踏まえた内容となっていて、括弧の中に(minimum number or data points or single well composite sample)と併記されているのですが、御指摘のとおり、違うものを1つの文章で言ってしまうので、適宜分けてもいいのかと存じますが、いかがでしょうか。

○朝倉座長 今のは文章を2つに分けるという御提案ですか。

○藤原評価専門官 六鹿専門委員の御指摘を踏まえて、そのほうがよろしいのでしょうか。

○朝倉座長 そうすると、データがある場合は濃度の平均値を使用する。あるいはよく混合されたコンポジットが1つある場合もその測定濃度を使用するという感じになりますか。

六鹿先生、それでよろしいですか。文章を2つに分けるということで。

○六鹿専門委員 2つに分けるか、ここではデータの話をしていますよね。なので、最小必要数あるいは1つのよく混合されたコンポジット試料のデータがある場合という感じでまとめて1つのものにしてしまうこともできると思いますけれども。

○朝倉座長 統計学的に妥当な平均値を導出するために、適切なサイズ(最小必要数)のデータがある場合は、通常、そのデータから得られる濃度の平均値を使用するのだと思う

のですよね。あるいは、よく混合されたコンポジット試料が1つある場合は、その測定値を使用するということになるのだと思うので、読んでみるとこのところが分かりにくいかと思いました。なので、平均値を使用するか、もしくは試料のほうに混ざっているものについて濃度を使用するかという2つの文章に分けるという形でどうですか。

○六鹿専門委員 分かりやすいのが一番だと思いますので、分けていただいて構わないと思います。

○朝倉座長 では、そのように修正しましょうか。大丈夫そうですか。

それが六鹿先生からの御意見で、それから、多田先生からまた御意見をいただいて、これは中山先生も同じ御意見をいただいているということかと思うのですが、最後のほうのところですかね。「対象とする化学物質や評価の目的によっては、例えば、平均値と中央値のうち、より高い方を使用する等、ルールが異なる場合がある」と。このところの辺りかと思います。最初の状態から文章を少し変えていただいているので、では、多田先生、追加で御意見を説明していただいてもよろしいですか。

○多田専門参考人 私が気になったのは「組織によっては」という表現で、もともとのEHC240の中では、国際的な視野に立って、評価機関等の組織によってはというような意味合いなどが含まれていたものと思いました。ここでは食品安全委員会におけるガイドラインを作成しているということになりますので、場合によっては「調査会によっては」という書き方もできるのかもしれませんが、調査会の中でも化学物質によってそれぞれ異なる対応を取らなくてはならない場合があると思いましたので、「組織によっては」というところを「対象化学物質や評価の目的によっては」と書いてはどうかという提案をさせていただきました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

文章をそのように修正していただいておりますので、これはこれでよしというところかと思いますが、追加で御意見がある方はいらっしゃいますか。

では、中山先生、お願いします。

○中山専門委員 手引きなのでどうすべきか、ということが書いていないと、ああそうですかになってしまいそうな感じで、これよりも前にも何々の場合があるというのはあるのですが、それとはちょっと色合いが違っているのかなということで、本文のほうではこの後に、どういう場合にmean（平均値）を使って、どういう場合にmedian（中央値）を使うのか、という例示が続いているのですが、それで大体分かりやすくなっているのですが、この後のその部分が全部なくなっているのも、もし記載するとすれば、例えば多田専門参考人が指摘されているように、場合によってきちんと使い分ける必要がありますよと書いておいたほうが良いかと思いました。EHC240の場合は、先ほどもありましたようにいろいろな組織でこういうふうに使いますよというのがあるのですが、食品安全委員会としての手引きとしては、場合によって使い分ける必要があるのできちんと検討してくださいという意味合いを書いておくほうが良いのではないかと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

中山先生からルールが異なる場合があることに留意が必要であるというような書き方をしたらどうですかという御意見をいただいているのですけれども、これはまだ本文には反映されていないかと思いますが、こちらはいかがですか。

○藤原評価専門官 そちらもお二人の御意見を踏まえまして、その部分に対して、多田専門参考人のほうからは検討が必要であるというような形になっているというところがあって、どちらを取るのかというのが一つあったというところ。

また、先ほど申し上げたとおり、もともと原文のほうでは平均値と中央値のうち、より高いほうを使用する等みたいなことは書かれているのですけれども、それは例であって、必ずしもそれを推奨しているわけではないので、その辺りを踏まえてどのような書きぶりにしたらいいかということをお相談、御確認いただければと考えまして、現在は修正していないというところでは。

ただ、今の御意見を統合いたしますと、こちらの部分につきましては、21行目からです。「一方で、対象とする化学物質や評価の目的によっては、平均値と中央値のうち、どちらを使用するかについては、各専門調査会等で検討が必要と考えられる」というような形がよろしいかと存じます。どちらが高いときに使うとかということと言わないで、どちらを使うかは各調査会で検討して下さい、とまとめるのがいいかと存じますが、いかがでしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。

多田先生が挙げてくださっている文章案で、平均値と中央値のどちらを使うべきなのかなどということで、どちらの高い低いを書かない状態にして、語尾のところは専門調査会ですとかそういったところの検討が必要と考えられるとしようかということかと思いたすけれども、多田先生、そんな感じでいかがですか。

○多田専門参考人 今の御意見に賛同いたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。では、そのような形で修文していただけますと幸いです。大丈夫そうですか。

では、次に行こうかと思えます。こちらもいろいろ御意見があるところかと思うのですが、3の(2)の①最大基準値、最大残留基準値及び使用基準のところでは。

こちらについて、また事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 それでは、21ページ下のほうの枠囲みを御覧ください。こちらにつきましては、EHC240の6.3.2.1を基に記載し、EHC240のTable 6.3も踏まえまして、サブタイトル及び本文の記載を修正しております。

こちらの部分につきましても、先生方から修文案をいただいております。量が多いので、テーマごとに紹介させていただきます。

まず(2)の冒頭文です。こちらにつきましては、多田専門参考人の御指摘を踏まえまして、22ページ目の2～4行目のほうにEHC240の現場を踏まえた冒頭文をつけているとこ

ろでございます。

○朝倉座長 ありがとうございます。

こちらは、この文章が追加になったということですね。導入のところがありになったということなのですが、多田先生、これはこの内容で問題ないでしょうか。

○多田専門参考人 問題ございません。

○朝倉座長 ありがとうございます。では、次を進めていただいでよろしいかと思ひます。

○藤原評価専門官 そうしましたら、その次です。枠囲みの中でいうと、21ページ目の下のほうにある基準値等というところから始まる部分です。本文の方は22ページの5行目と7～8行目です。多田専門参考人から御指摘をいただいでおりまして、こちらについては先ほど申し上げたとおり、継続審議となっていた2の(3)の論点とも関連するので、多田専門参考人からの御指摘に加えて、2の(3)に対していただいた御指摘も枠囲み内、22ページの上のほうに続いているところなのですが、こちらに再掲しております。

事務局では、添加物の食品健康影響評価指針等との整合性を踏まえまして、前に2の(3)で出していったときは使用基準値というような言葉を書いていたのですが、一旦、使用基準に修正して残しております。あとは、23ページ目の8行目から添加物についての記載もございますので、こちらの記載内容を踏まえまして、基準値等についてどのように書くかというところを御検討いただけますと幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

こちら多田先生から御意見をいただいでいるのですが、最大基準値の説明が①のところから始まっているわけなのですが、使用基準という言葉を書く必要がないという御意見なのかと思うのですが、このところの説明をもう一回追加していただいでよろしいですか。

○多田専門参考人 原文を読みますとML、MRLと書いてあるのみで、その後使用基準という語は追加されてはいないので、原文のままの書きぶりでも理解はできるのではないかと感じました。ただし、最大基準値というものがどういうものかというのを用語の部分で少し説明するというのではいかがかと思ひました。いろいろな分野によって考え方が異なるので、事務局がここの使用基準を追加された意図というのをもう少し御説明いただけるとよろしいかと思ひたのですが。

○朝倉座長 ありがとうございます。

添加物のところの記述が23ページの8行目からあるからというのがあるかと思うのですが、事務局のほうから御説明いただいでよろしいですか。

○藤原評価専門官 まず、追記した使用基準（言葉をどうするかという部分はあるかと思うのですが）は本文にはないのですが、EHC240の6-30ページ目のTable 6.3のところ、添加物については「事業者から提案された使用のレベル」についても使用するというようなことが書かれております。食品安全委員会での評価を考えると、前回も話に出ましたけれども、現状、使用量の案、使用基準の案みたいなものを使ってばく露量推定をよく

しているので、その辺りが分かるように、使用に関するような言葉も入れたらどうかということで、事務局から提案させていただいたところです。こちらは一番詳しいのは多田専門参考人かと存じますので、現状も踏まえて記載いただければ幸いです。

また、あるいは使用基準を削除してしまって、脚注等をつけるというようなこともできるのかと存じますので、現状に合わせてうまく修正いただけますと幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

多田先生、いかがですか。使用基準というのが付け加わると違和感があるというか、あまりよろしくない感じがあるというところですか。

○多田専門参考人 そちらに書かせていただきましたが、GSFA (Codex General Standard for Food Additives) の場合は上限値が使用基準として値が書かれているのですけれども、日本では使用基準というのは幅を持った値で書かれておりますので、単に使用基準と言ってしまうと、その範囲の中のどの値を使うのだろうという話になってきてしまうと思うのです。恐らくこの項で表現したかったのは、そうしたばく露される可能性のある範囲の中での最大値を用いて推計するということを表現した項なのではないかと思いましたので、幅のある使用基準というものが加わってくる点には、私は違和感を覚えました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうしますと、①のサブタイトルのところに3つ何らかの数値が並んでいる形になるのですけれども、最大基準値のところ例えば何か印をつけて、脚注のところの使用基準もこうこうこういう形でこの言葉に含まれているというようなことで書くのがいいですか。

では、多田先生にお返しいただいてから。

○多田専門参考人 コメントで意図させていただいたのは、最大基準値という言葉の中に例えば使用基準における最大値というものもそのように表現するのだということをごどこかで説明しておくのであれば、あえて使用基準という言葉を加えなくてもよいと感じたということです。用語の中の説明に使用基準の話を入れないということになりますと、「及び使用基準」ではなくて使用基準における最大濃度とか、上限濃度といった言葉の補足が何らか必要になってくると感じました。

○朝倉座長 ありがとうございます。六鹿先生、お願いいたします。

○六鹿専門委員 最大基準値という言葉が引かかるのですけれども、大体基準値は許容される最大値を示していると思うので、場合によっては最小値というものもあるのですけれども、それにまた最大がついているのがよく分からなくて、そもそも最大基準値とか最大残留基準値という言葉は日本の規格基準や法律で使っている言葉なのでしょうか。確認させてください。

○朝倉座長 ありがとうございます。事務局のほうからお返事ですかね。お願いします。

○藤原評価専門官 まず、「最大基準値」です。こちらはいわゆるMRLのことを指しておりまして、農薬や動物用医薬品等で使われている用語になります。こちらは「最大基準値」という言い方をしておりまして、食品安全委員会の用語集にも言葉がございます。

一方で、原文でいうMaximum Level (ML) につきましては、食品安全委員会の中でも統一した用語がございません。過去には主にコーデックスで汚染物質等につけられているMLを紹介するのに、最大基準値や最大レベルというような言葉を使われて紹介されたというところがあります。基準値だけにしてしまうと何の基準値なのかというところがあるので、最大基準値と暫定的にはしているのですけれども、ほかに適切な言葉があれば、そちらにしてもいいのかと考えております。

○朝倉座長 ありがとうございます。六鹿先生、追加で御意見はございますか。

○六鹿専門委員 いえ、実際に使われている言葉であれば、その数値だというのが分かるので、それでいいと思います。

そういう意味では、先ほどの多田参考人の話にもありましたけれども、添加物のほうでは使用基準という数値を使っているというなら、使用基準も並列であってもいいかとは思いますが、そこはお任せします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうしましたら、恐らく最大基準値というところ、最大基準値、最大残留基準値という言葉でここで使うことには問題がないということと、そうしましたら、最大基準値というところに注をつける形にしますか。さっき御提案がありましたけれども、使用基準の最大値ですか。使用基準の中の一番上の値というのもここに含みますということを脚注としてつけていただくという形でいかがですか。多田先生、それでよろしいですか。

○多田専門参考人 脚注につけていただくのもよろしいのですけれども、「用語の説明」のところにも反映していただく方がよいかと思いました。

○朝倉座長 ありがとうございます。では、「用語の説明」のところにも入れるということよろしいですか。

ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

○藤原評価専門官 23ページ目の8行目は、もともとは使用基準の話を出していたので、使用基準はこういうものですよというところを書いているのですけれども、こちらにつきましては、修文等は必要ですか。

○朝倉座長 使用基準に関しては、使用基準のこととして書くのであればいいのかという気もいたしますけれども、多田先生、いかがですか。23ページの8行目以降の添加物に関するものが特出しで書いてあるパラグラフがあるので、こちらを書くとなると、やはり使用基準という言葉が出てくることになるのですが、いかがですか。

○多田専門参考人 すみません。御指摘の点をもう一度確認させていただいてよろしいでしょうか。

○朝倉座長 23ページの8行目です。「添加物については」といって始まっているパラグラフになります。

○藤原評価専門官 事務局から補足なので、8行目からの段落につきましては、手引きとしてはふさわしくないのかもしれないのですけれども、全く何もしないで最大基準

値等が出てくると何ですので、「このような化学物質に対して、このように設定されているものです」という説明として入れております。

○多田専門参考人 10行目の「消費者の安全性が考慮されている」というのは原文にもあったのでしょうか。

○藤原評価専門官 原文にもある部分となっております。原文ですと6-36ページの上から2段落目の段落です。もともとは、有効性というか機能性と消費者の安全性を担保した上で設定されている、というような内容が書かれております。

○多田専門参考人 23ページの8行目から10行目に記載されている内容自体は特に問題はないかと思うのですが、7行目までに何らか触れていない状態でいきなりここで「使用基準の案は」という言葉が出てくことに課題があるのであれば、それより前に言葉の説明が必要かと思えます。ただ、先ほど脚注に説明を入れるという案がありましたので、脚注にあるからということによろしければ、特にここに関して問題は感じません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうすると、むしろ添加物については、通常、使用基準の案はというこの使用基準のところに脚注をつけますか。最大基準値というところに使用基準との関係を入れるのではなくて、使用基準という言葉の注として最大基準値との関係を入れるという形にすれば、前とのつながりもよくなるかと思えますけれども、それでいかがですか。

○多田専門参考人 両方に番号をつけていただくのがよろしいかと。

○朝倉座長 では、両方につけますか。両方に同じ番号をつけておいて、それぞれの関係性を示しておくということです。

○藤原評価専門官 そうしますと、最大基準値のほうに使用基準における最大量を含むみたいな内容については、最初の「第3 用語の説明」にも入れるということでしたので、22ページで出てくる最大基準値のほうには脚注をつけないでおいて、23ページの使用基準のみに脚注をつけるのはいかがでしょうか。

○朝倉座長 今の多田先生の御意見だと、両方つけたほうがいいということでしたので。

○藤原評価専門官 もともとは「用語の説明」のほうにもあるというようなことでしたので。

○多田専門参考人 「用語の説明」に入れていただけるのであれば、今、事務局のほうで御提案いただいたものでよろしいかと思えます。

○朝倉座長 「用語の説明」に最大基準値のほうのところで使用基準との関連を書き、こちらの場所では今のところに番号を打って脚注をつけるという形ですかね。よろしいですか。

そうしますと、今はこの3 (2) ①の2つ目のところまで来ましたか。そうしたら、3つ目のところから、こちらは事務局から最初に説明もしていただいたほうがいいですか。お願いします。

○藤原評価専門官 そうしましたら、こちらの枠囲みの最後の部分、その他の修正提案に

ついて御説明させていただきます。こちらにつきましては、全般的に修正いただいた内容を反映しております。

少し説明させていただきますと、まず朝倉座長の御指摘を踏まえまして、22ページ目の7行目に「濃度データとして」と入れております。また、23ページ目の1～2行目や9行目あたりを、分かりづらいということで修正しております。

あとは、先ほどありましたけれども、消費者の安全性の向上について、原文の内容を踏まえて追記しております。

また、片桐専門委員から、23ページ目の16行目、ALARAの原則について御指摘いただいているのですが、こちらにつきましては参考資料1に追記しておりますが、もともと食品安全委員会の用語集のほうに掲載されている用語のため、英語は追記しないでこのままでいかがでしょうか、とさせていただきます。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

ここは私のほうから幾つか読みにくいと思ったところがあったので、修文なり語句を足すなりということを提案させていただいたのですが、修正していただいております、特に問題ないと思っております。

そして、片桐先生からの御提案の部分に関しましては、用語集に掲載されているので、特に書かないということだそうです。確認なのですが、用語集に定義が出てきた場合には、また重ねて脚注をつけたり書き足したりということは基本的にはしないということですね。

○藤原評価専門官 はい。用語集にあるけれどもあえて言ったほうが良いということであれば、それを妨げるものではないのですが。

○朝倉座長 分かりました。先ほどの部分にも関わってくるころかなと思いましたが、一応確認をさせていただきました。

ということで、今の部分は大丈夫ですか。追加で特に御意見はございませんか。大丈夫そうですか。

あともう一息だけやっしまおうかと思えます。今のところが終わりますと、基準値等という言葉について、先ほど多田先生とのやり取りの中で使用基準の5のところは書かないということになったりはしていたかと思えます。それ以外のところについては、基準値等という言葉で丸めて書くような表現も六鹿先生のほうから御提案いただきまして、書いたところもあったかと思えます。ということで、基本的には基準値等の案というような書き方で最大基準値とかというような言葉が出てくるときには書かせていただいている、事務局のほうでもそういう整理をさせていただいているということでもよろしいですか。

そうしましたら、14ページの「2（3）慢性（一生涯）食事性ばく露評価」というところなのですが、このページの17～18行目のところです。このところ、「対象とする化学物質の濃度データが存在しない場合は、基準値等の案（後述）を使用する場合があります」

という形で、このような丸めた書き方をしているということになるのですが、この部分は継続審議に前回からなっていたということなのですが、これで書き方としてはよろしいですか。

ここはこの「基準値等の案」ということになっているのですが、そのほかの部分については13ページの枠囲みにあるように、ほかの章の記載等も踏まえて、事務局で適宜修文してくださっているということだそうです。言葉がいろいろあって、なかなかややこしいところかと思うのですが、よろしいですか。

多田先生、お願いいたします。

○多田専門参考人 「(後述)」というところなのですが、どこに後述されるのかというところも書いておくほうが親切なように思いましたが、いかがでしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。

こちらはどこに入ることになりますか。事務局のほうでここというのは。

○藤原評価専門官 「(後述)」の代わりに、「3(2)①参照」のような形でしょうか。

○多田専門参考人 どこかが示されていればいいかと思います。

○朝倉座長 では、具体的に22ページの「3(2)①を参照」というところで書いていただくということではよろしいですか。そして、この3(2)①も記述が定まったということで、全体が落ち着いたかと思います。

ほかにお気づきの点がある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

そうしましたら、ちょうどこの辺で区切りがいいので、10分間休憩を取りたいと思います。事務局のほうからお願いできますか。

○藤原評価専門官 それでは、今から10分間、区切りがいいので15時45分まで休憩とさせていただきますと思います。15時45分になりましたらお戻りいただけますと幸いです。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(休 憩)

○朝倉座長 それでは、ワーキンググループを再開します。

「②測定あるいは報告された濃度」、資料1の23ページになります。こちらのほうから、事務局から説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 それでは、23ページを御覧ください。こちらの18行目から枠囲みがございまして、こちらの②につきましては、EHC240の6.3.2.2を基に記載しております。

こちらにつきましては2つ御意見をいただきまして、1つ目、松本専門委員からいただいた御指摘につきましては、これを踏まえて24ページ目の2行目の「ことが認識されている」を削除しております。

なお、23ページ20～21行目につきましては、先ほどの議論も踏まえまして、ほかの場所と合わせて「基準値等の案」としております。

また、多田専門参考人から添加物中の不純物の残留について御意見をいただいております。こちらについてはEHC240で記載がないため、草案には書いていないのですが、記載の必要も踏まえて御検討いただけますと幸いです。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうしましたら、最初が松本先生からの文章の整備といったところかと思えますけれども、こちらはこれで問題ないでしょうか。松本先生、いかがですか。

○松本専門委員 修正いただいたので問題ございません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

その次が多田先生ですね。これは内容の追加が必要なのではないかという御指摘かと思うのですが、多田先生、いかがですか。どんな内容とか、どこでというようなことがもしあれば。

○多田専門参考人 コメントを書かせていただいたものの、私の中にも案というものが明確にありませんで、事務局からもEHC240では記載がないということですので、あえてここで追加しなくても構わないと思います。というのは、ケース・バイ・ケースとも感じられ、どういうデータが使えるかというのは物質やデータの状況などにもよるかと思われましたので、無理に追記ということでもなくとも構わないと思っております。

○朝倉座長 ありがとうございます。この後の検討を進める中で何か必要なところがありそうでしたら、また御意見をいただければと思います。

そうしましたら、この辺りについては大丈夫ですか。

そうすると、次に行ってよろしいですか。大丈夫ですか。

では、次に行こうかと思っております。次が24ページの「a. 残留試験データ」というところになります。こちらは事務局から説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 それでは、24ページ9行目の枠囲みを御覧ください。「a. 残留試験データ」につきましては、DHA240の6.3.2.2の(a)と(b)を基に記載しております。こちらはもともと別のセクションだったのですけれども、渡邊専門委員からの御指摘を受けて1つのセクションにまとめております。こちらにつきましては朝倉座長からの御指摘を踏まえまして、24ページ目の21行目を「産物」に修正しております。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

こちらは私の意見があったということなのですが、製品というの大分きっちりパッケージされて加工食品になっているものというようなイメージかと思いましたので、もうちょっと広く捉えられるような日本語の感覚のある単語にしたほうがいいのかと思って提案させていただいた次第です。

ほかは特に御意見はなかったようなのですが、何かお気づきの点がある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

かなり具体的な内容になってきているので、大丈夫そうですか。

では、次に行こうかと思えます。次が25ページです。「b. 溶出試験データ」になります。では、こちらはまた事務局から説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 それでは、25ページの冒頭の枠囲みを御覧ください。「b. 溶出試験データ」につきましては、EHC240の中にこの部分で記載がなかったので、器具・容器包装の食品健康影響評価指針を基に記載しております。こちらにつきましては、ほかの項に合わせまして、使用する値の種類として平均値等や何を使うのかというところですか、あるいはばく露量の推計値の不確実性等の観点から、説明の追記や修文を六鹿先生にお願いしております。修文案を御提案いただいたというところですか。そちらに合わせて修正しているのですけれども、御確認をお願いできればと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

今回、このパラグラフは大分最後のほうをすっきりさせていただいたというような感じかと思えます。

六鹿先生から何か御説明ですか追加とかはありますか。

○六鹿専門委員 この項は食品中の化学物質の濃度の話ですので、容器包装の場合はそれに相当するのが溶出試験の結果である溶出量であったり、そこから推測される食品への移行量となりますので、そこまで文章をとどめています。

○朝倉座長 ありがとうございます。石見先生、お願いいたします。

○石見専門委員 すみません。先ほどの可食部と産物というところなののですけれども、「生産物」かとも思うのですけれども、「産物」というと漠然とし過ぎていて、「生産物」はいかがですか。

○朝倉座長 ありがとうございます。

特に問題はないかと思えますけれども、ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。

○藤原評価専門官 そうしますと、今の部分なののですけれども、意識にはなるのですが、畜産品とか水畜産品というような言葉のほうがよろしいですか。産物だけだと分かりづらいので、一つの案として生産物というところをいただいたのですけれども、もう少しよく言う言葉でいうと、動物医薬品の残留試験なので畜産品とか、あるいは水畜産品になるかと思うのですけれども。

○朝倉座長 productsという原語から大分離れてくると思うので、「生産物」ぐらいのほうがいいという気はしますけれども、石見先生、いかがですか。

○石見専門委員 どちらでも良いのですけれども、原文には「生産物」のほうが近いかと思えます。

○朝倉座長 いかがですか。そのほうがいいという気もいたします。

○藤原評価専門官 承知いたしました。では、「生産物」に修正させていただきます。

○朝倉座長 ほかは大丈夫ですか。では、「b. 溶出試験データ」のところもこれでよいということで、次に行こうかと思えます。

次がちょっと長いですね。3(2)②の「c. モニタリング及びサーベイランスデータ」ということで、これは枠囲みがかなり長いのですけれども、少し分けますかね。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 それでは、同じく25ページの11行目の枠囲みを御覧ください。こちらにつきましては、EHC240の6.3.2.2の(c)を基に記載しております。先生方から修文をいただいたのですが、量が多いので段落ごとに紹介させていただければと思います。

まず、草案でいうと27ページの2～6行目のところですか。こちらの段落につきましては、いただいた御指摘を踏まえて修正しております。こちらは吉成専門委員、松本専門委員、朝倉座長から御指摘をいただいています。ただ、食品供給行程については、食品安全基本法の第4条を踏まえてこのような記載としております。

一旦切って、こちらで御検討いただけますと幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

今回の27ページの2行目から6行目というところについては、語句の修正に当たる部分が多いと思います。吉成先生、修正していただいた文面を御確認いただいているでしょうか。

○吉成専門委員 これで大丈夫です。

○朝倉座長 ありがとうございます。あとは、松本先生からも御意見をいただいておりますが、これはほかの法律の用語というところですかね。このままにしたいということのようですが、よろしいでしょうか。

○松本専門委員 はい。申し訳ありません。大丈夫です。

○朝倉座長 ありがとうございます。

私も指摘をさせていただいたのですが、全体を含めてもっと大掛かりに修正していただいております。特に問題ないと思いますので、これでよろしいかと思っております。

そうしましたら、続きに行きますか。事務局のほうからお願いいたします。

○藤原評価専門官 続きまして、27ページの7～11行目です。こちらは吉成専門委員から御指摘をいただきまして、もともと原文ではtargeted samplesという表記だったのですが、こちらを一旦「標的試料」というような形で訳しております。こちらについて、もしほかによく使うような表現や適切な表現がありましたら、そちらを御提案いただけますと幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

なかなか難しいところかと思うのですが、吉成先生、いかがですか。

○吉成専門委員 私も考えまして、ただ、ランダム試料はイメージがつくのですが、標的試料というとはっとイメージがつかなくて分かりにくかったと思ひまして、ただ、上のほうに標的サンプリングという言葉は出てきていました。標的サンプリングというと、標的を絞ってサンプリングするというイメージが付きやすいので、5行目のところですか。標的サンプリングあるいはランダムサンプリングによる試料として、標的試料も標的サンプリング

リングによる試料としたほうが分かりやすいですか。

○朝倉座長 ありがとうございます。そもそもこの標的というのが何なのかというのが分かりにくい感じですか。

○吉成専門委員 そうなのですよ。

○朝倉座長 標的試料の後ろに括弧してこういうものと書くなり、もしくは脚注をつけるなりする形のほうがいいですか。5行目の最初に標的試料に出てくるところに注をつけておくと、その次、7行目が「標的試料は」と始まってもおかしくないと思うのですが。

○吉成専門委員 そちらのほうがいいかもしれませんね。言葉だけ先に出てくると、分かりにくかったのです。

○朝倉座長 標的試料の注をつけるとなると、またその文章を考えないといけないわけなのですが、どうですか。

○吉成専門委員 それが7行目から8行目のものですか。

○朝倉座長 自分が検討したい物質を多く含んでいるものとかそういう感じの意味合いだと思うのですが、ここに関しては食品安全委員会全体として何か言葉は決まっていらないのですか。

○藤原評価専門官 まず、今御指摘いただいた内容については、食品安全委員会の用語集でも、EHC240の用語集でも、「標的試料」に対して用語の定義があるわけではないというところです。むしろ今、吉成専門委員から御指摘がありましたとおり、この部分はその説明になっているというところです。

このため、一つの案としては、「第3 用語の説明」のところに入れる。あるいは標的サンプリングであれば変な感じはしないということでしたので、17ページ目に留意点というのがあって、こちらですと17ページ目の6行目、原文のとおり訳していてサンプリングになっております。こちらが27ページ目では動詞のingではなく名詞になっているので、それを無理やり訳すと分かりづらいというところなのです。そうすると、一つ御提案としては、最初の17ページ目と合わせましてサンプリングという形にしていまして、文章としてはサンプリングと言った後に、「こういう試料である」ではなくて、「こういう試料を取ることである」みたいな形で、文章の表現として通じるような内容に直すのはいかがでしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。

先ほど吉成先生から御提案いただいた書き方かと思うのですが、それでも、「標的サンプリングあるいはランダムサンプリングを行って収集された試料の分析に基づく」というような感じですか。

吉成先生、サンプリングという言葉でいかがですか。

○吉成専門委員 それで案を作っていて、見てみたいと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。では、事務局のほうは大丈夫そうですか。

○藤原評価専門官 はい、承知いたしました。

○朝倉座長 では、こちらはそれで大丈夫そうですか。

そうすると、でも、7行目の最初のところが「標的試料は」と始まるのですけれども、ここがやはり分かりにくいですか。ここ自体は修正したほうがいいですか。吉成先生、いかがですか。上の5行目のところは標的サンプリングとしても、7行目はやはり標的サンプリングされた試料とかとなると。

○吉成専門委員 ちょっとくどいかもしれませんが、そうしたほうが分かりやすいですかね。「標的サンプリングによる試料」。

○朝倉座長 そうですね。「標的サンプリングによる試料」。では、7行目の始めはそうやって文章を開始するということによろしいですか。

そうすると、例えば28ページの2行目は、今度は「ランダム試料は」と始まるのですけれども、こちらにも「ランダムサンプリングされた試料は」ということになりますか。

○吉成専門委員 その2行後にまた「サンプリング計画に基づき」というのがあるので、ここは考えないと変な感じになるような。

○朝倉座長 でも、ここはサンプリングという言葉が離れているから大丈夫かもしれませんけれどもね。

○吉成専門委員 一応書いていただいて、もう一回見るという。

○朝倉座長 そうですね。ほかは大丈夫ではないかと思うのですけれども、文章の始めのところですね。パラグラフのそれぞれの始めのところだけ、それぞれ「何とかサンプリングされた」、「何とかサンプリングによる試料」ということで始めていただくと。事務局、よろしいですか。直せそうですか。

○藤原評価専門官 承知いたしました。

○朝倉座長 次ページですかね。では、こちらはまた事務局のほうからお願いいたします。

○藤原評価専門官 次は28ページの2～11行目です。こちらにつきましてはいただいた御指摘を踏まえて修正をしております。なお、吉成専門委員からいただいた御指摘のうち、「国あるいは地方レベルのデータ」につきましては、EHC240の該当部分の原文を枠囲み内に示しておりますので、こちらも踏まえて記載内容を御検討いただけますと幸いです。

○朝倉座長 では、上から1つずつまた見ていこうかと思えます。

吉成先生から2つ御意見をいただいておりますが、こちらは修文いただいた文章なども確認していただきつつ、いかがでしょうか。吉成先生、御意見をいただけますか。

○吉成専門委員 国あるいは地方という言葉が引っかかりまして、地方というと、地方に出張に行くとかそういった感じのイメージがあって、これは英文を読んでも地域レベルといったニュアンスですか。国が全体で、それをもうちょっと縮小した地域という意味なのかなと思ったので、地方という言葉より、国あるいは特定の地域というほうが分かりやすいかと思いました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

では、ここは単語の置き換えですかね。「地方」というのを「地域」に置き換えるという事で、そういう意味ではないかと私も思います。

○藤原評価専門官 承知いたしました。なお、こちらの部分なのですが、もともと事務局案では、地域レベルの「データとして存在する場合がある」としたのですが、こちらを国全体からもしくは特定の地域のみ「から収集される」という形でご提案いただいております。こちらは原文のmaybe availableの部分をご修正するかとこのところで御確認をいただければと存じます。事務局のほうでは「データとして存在する」としたのですが、吉成専門委員のほうからは「収集される」というところで修正案をいただいているのですが。

○中山専門委員 平仄からすると、試料とデータがごちゃごちゃになっているので、吉成先生の御提案のほうの方が平仄が合うのではないかなとは思っています。

○吉成専門委員 私も主語と述語のことを考えて案を出しました。

○朝倉座長 これは主語が「試料は」なわけですよね。それがむにやむにやむにやと計画に基づき、国あるいは地域レベルのデータとして収集されるという感じですか。これはある特定の地方のみからという意味でもないのだと思うのですよね。国というレベルか、もしくは地域というレベルでまとめられているデータが収集されているという意味だと思うので、「ある特定の地方のみから」と書いてしまうとまずいとは思っています。なので、国あるいは地域レベルのデータとして収集されるという感じですかね。

○吉成専門委員 分かりました。

○朝倉座長 よろしいですか。事務局のほうも修正は大丈夫そうですか。

○藤原評価専門官 承知いたしました。

○朝倉座長 その次の9行目に関するところは、吉成先生、いかがですか。

○吉成専門委員 これは修正していただいたもので大丈夫だと思います。

○朝倉座長 大丈夫ですか。ありがとうございます。

それから、大久保先生からも御意見をいただいております、文章が長くて難しいところがありますよということなのですが、大久保先生、これは修正案を見ていただいているかがでしょうか。

○大久保専門委員 修正していただいたとおりで問題ないと思います。ありがとうございます。

○朝倉座長 ありがとうございます。

それから、六鹿先生からも御意見をいただいております、六鹿先生も修正案を御覧いただいているかがですか。

○六鹿専門委員 修正していただいた形で問題ありません。

○朝倉座長 大丈夫ですか。ありがとうございます。ということで、それで以上ですかね。

事務局のほうからも、特に直せそうですかね。大丈夫そうですか。

○藤原評価専門官 承知いたしました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうしましたら、次へ行きましょうか。28ページの15～24行目ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 そうしましたら、28ページ15～24行目につきましては、大久保専門委員、吉成専門委員、松本専門委員、多田専門参考人からいただいた御意見を踏まえて修正しております。

吉成専門委員からいただいた御指摘につきましては、27ページの枠組みの一番下のほうに原文をお示ししておりますが、事務局ではもともとthis type of dataを「モニタリングデータ」としているのですけれども、こちらは原文等も踏まえて修文案を御確認いただけますと幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

では、また上から見ていきましょうか。最初は久保先生ですかね。これは文章を直していただいたということかと思うのですが、いかがですか。修正していただいた内容で15～18行目は大丈夫そうですか。

○大久保専門委員 問題ございません。

○朝倉座長 ありがとうございます。あと、次が吉成先生ですかね。20～21行目、こちらも文章を御覧いただいているかがですか。

○吉成専門委員 これは英語も読んですごく悩みまして、データの統合というのは、統合といいますと、何か2つ以上のものを統合するという意味だと思ひまして、その前に21行目のところに「分析法の感度の違いから」とありまして、要はモニタリングの計画で得られたデータは感度が低い。一方で、サーベイランスのほうはそういう目的なので感度が高い。なので、感度の低いのと高いのを統合する場合は難しいということが書いてあるのかと私なりに解釈したのですが、統合というのは何と何を統合すると事務局のほうは考えられたのですか。

○藤原評価専門官 事務局も迷ったところなのですけれども、モニタリングの話がずっと段落で出ているのでモニタリングデータとしてしまいました。御指摘を受けて、改めて考えましたところ、「感度の低いデータ」ぐらいのほうが良いのかと考えております。御指摘のとおり、モニタリングとサーベイランスで感度が違ってくるという話はあったのですけれども、ここで何と何を統合するかまでは具体的に言えないのではないかと思ってこのような形にしております。事務局としては、「感度の低いデータしかないような場合は」ぐらいにしておくのがいいのかもしれないと、今いただいた御指摘を踏まえて考えているところでございます。

○中山専門委員 すみません。原文の英語のthis type of dataというのはまさしく利用可能なデータ、モニタリングデータの場合ということだと思いますので、できるだけ原文に忠実にかつ日本語を分かりやすくするためには、「ただし、利用可能なデータがモニタリングデータのみの場合、分析法の感度の違いから他の目的で得られたデータとの統合が

難しい可能性があるが」としてはどうかと思うのですけれども、そうすると、原文は異なる目的なのではけれども、モニタリングデータとは異なる目的という意味ですので、他の目的でもいいかと。そのほうが分かりやすくなるのではないかと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

非常に分かりよいかと思いますけれども、事務局のほうはそれで大丈夫そうですか。

○藤原評価専門官 今いただいたような修文案ですと、主語が英語と日本語で合っていて、かつほかの目的のデータと統合ということで、内容としてもよろしいかと存じます。

○朝倉座長 ありがとうございます。あとは、吉成先生もよろしいですか。

○吉成専門委員 耳だけ聞いたので、文を読んでもう一回。何となくすごくいいような気がしましたので、もう一度読ませてください。大丈夫です。

○朝倉座長 ありがとうございます。では、この後、修正案をまた読んでいただくということでお願いいたします。

それから、次が松本先生ですかね。こちらは文章の修正というところかと思えますけれども、いかがですか。修正していただいた内容で大丈夫ですか。

○松本専門委員 問題ありません。ありがとうございます。

○朝倉座長 ありがとうございます。

それから、多田先生は最後のほうのところですね。こちらは修正していただいておりますけれども、多田先生、こちらでよろしいですか。

○多田専門参考人 御提案のとおりで問題ございません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

以上ですかね。大体きれいになったかと思えますけれども、ほかにお気づきの点がある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

そうしましたら、次に行きたいと思えます。次が「d. トータルダイエットスタディ」ということで、章自体は29ページから始まっておりますが、枠囲みが28ページの下のところからになっているかと思えます。事務局から説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 それでは、28ページ下の部分の枠囲みを御覧ください。こちらにつきましても、食品安全委員会の用語集とEHC240の6.3.2.2の(d)、また、後の部分の陰膳方式につきましても、EHC240の6.6.5.2の(b)を基に記載しております。特に陰膳方式については、化学物資の濃度と食品消費量の両方を含むような説明になってしまっていますため、この後、「第4の4」で食品消費量データの記載もありますので、そちらとの兼ね合いも含めて、説明の追記や修正をしていただけないかというところで先生方をお願いしているところでございます。

こちらについて修文案を一部いただいておりますので、まず多田専門参考人と六鹿専門委員の御指摘を踏まえまして、29ページ目の6行目と30ページ目の3行目、8行目、同じく30ページ目の16行目を、まず修正しております。

続きまして、同じく30ページの8～15行目につきましても、鈴木専門委員から意見をい

ただいているのですけれども、こちらにつきましては、手引き（案）につきましては主に化学物質の濃度データをどう扱うとか、解釈における留意点についてまとめているものですが、いただいた御指摘はどちらかといえば濃度の測定そのものにおける留意点のため、手引き案には追記しないのはいかがでしょうか、と考えております。

最後に30ページの23～24行目です。こちらは中山専門委員から御指摘をいただいているのですけれども、原文は両方ともsuchであることから、両方とも「このような」に修正しております。なお、こちらの段落につきましては、陰膳方式調査のみに関する記載に当たる部分でございます。

以上、御確認いただけますと幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

最初からまた見てまいりますと、最初は多田先生ですか。これは何とか方式というのと方法による調査というものの違いをちゃんと書いたほうがいいという御意見ではないかと思いますが、多田先生、修正していただいた案でいかがですか。

○多田専門参考人 修正案に賛同いたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。では、このような形で行きたいと思います。

それから、次が六鹿先生ですね。六鹿先生は29ページの6行目というところなのですが、こちらはいかがでしょうか。御意見をまたまとめてお伝えいただいでよろしいですか。

○六鹿専門委員 マーケットバスケット方式のほうはモニタリングやサーベイランスの一部でありと書いてあるのですけれども、陰膳のほうには書いていなかったもので、陰膳はこれに該当しないのではないかと思われてしまうので、陰膳もモニタリングやサーベイランスに該当するならば、そのように書いておくべきと思ったところの意見です。

○朝倉座長 ありがとうございます。今の御意見に対応する形で、30ページの16行目ですかね。陰膳方式調査もむにやむにやということで、モニタリング及びサーベイランスというところが追加されておりますので、これでよろしいかと思いますが、特に問題ないですか。

○六鹿専門委員 大丈夫です。

○朝倉座長 ありがとうございます。それから、鈴木先生からいただいた御意見については、これは検出のときの作業そのものに関することではないかというところで、追記しなくてもいいのではないのでしょうかという事務局からの御意見だったのですけれども、鈴木先生、いかがでしょうか。

○鈴木専門委員 追記の必要は必ずしもあるとは考えてはいないのですけれども、14行目に「ばく露量の総量の推定には影響はないが」という文章があったので、実際に今、不検出の割合が増える可能性があるということは推定には影響があるのかと考えて、一応そういう案を出させていただきましたが、先ほど申したように必ずしも追記していただきたいと考えているわけではないので、現行の案でよいかと思えます。

○朝倉座長 ありがとうございます。では、現行の案でということではよろしいですか。あ

りがとうございます。

それから、中山先生から御意見をいただいた部分というのは、これは英語の翻訳のところを統一しましたということだったのですが、こちらでよろしいですか。

○中山専門委員 ありがとうございます。

このdのところは恐らくもともと2つに分かれていたセクションが1つになっているので、どこからどこまでがマーケットバスケット方式の調査で、どこからどこまでが陰膳調査なのかが分かりにくくなっていて、私が勘違いをして、23行目以降がこのセクションのまとめになっているように読めたということもありますので、原文ではこれは陰膳方式の調査のことを言っているということですので、それであれば、23行目の書き出しを「陰膳方式調査は」に修正すれば意味が明らかになるのではないかと考えますので、そういうふうに提案いたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。事務局のほうはいかがですか。

○藤原評価専門官 まず、いただいた御意見についてはその修正がよろしいかと思えます。書きぶりが分かりづらくて失礼いたしました。

ただ、陰膳方式調査については、原文に少しだけ書かれている部分をそのまま持っている状態なので、書くべき内容ですとか、どこまで書くかについては、できればマーケットバスケット方式やほかの濃度の記載と合わせて、もう少し書きぶりとか書くべき内容を修正したほうが良いとは考えているのですけれども、この辺りも御検討いただけますと幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

ちなみに、23行目からのところというのは「対象者の負担や」と書いてあるから陰膳方式なのですね。

○藤原評価専門官 そうです。もともと原文が全然セクションが違うところ、EHC240の後半の陰膳方式だけの話がされているところをそのまま持ってきております。

○朝倉座長 持ってきたということなのですね。分かりました。

では、その部分は修正していただくとして、陰膳についてももう少し詳しい記述をしたほうが良いという御意見かと今読み取ったわけなのですけれども、ここは、龍田先生、いらっしゃいますか。龍田先生、原文はこのぐらいだということのようなのですが、もう少し何か追記すべきことというのはございますか。

○龍田専門委員 少し難しいなと思って見させていただいていました。マーケットバスケット方式というのは食品中の濃度の平均的な値を正確に出すことができる、陰膳法は摂取量を見るという意味で、広義ではサーベイランスという意味で同じようなことを言っているけれども、ちょっと性質が違うということで、トータルダイエツトスタディにはマーケットバスケット方式と陰膳方式の2種類があると書いてあるところで、私は最初は違和感を感じておりました。とはいえ、参考資料1の用語集ですとか参考資料6にあった農水の資料を見させていただきますと、そこではっきりと2種類とするというふうに定義がされ

ているので、今回はこのままでいいと思って見させていただいておりました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

方法論的なところとかで、もうちょっとここは追記したほうがいいのかございますか。参考資料とかそういったものからこの部分は追加しておいたらどうでしょうかとか、何かありますか。

○龍田専門委員 今のところは十分かと思っています。あくまでもガイドラインということでは、この表記でいいかと思いました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

○龍田専門委員 1つだけよろしいですか。

○朝倉座長 お願いします。

○龍田専門委員 話がちょっと変わってしまうかもしれないのですが、30ページの21行目なのですが、括弧の中に例：子供、授乳中の母親、成人女性、そして、菜食主義者あるいは外食の利用者という記載があります。最初の3つ、子供、授乳中の母親、成人女性というのは何となく人口的な特性を示しているのかと思うのですが、菜食主義者あるいは外食の利用者というところは食行動のパターンみたいなものを示しているのかとされていて、ここは「あるいは」というのを消してしまってもいいと思いました。こういう人たちを、こういう集団をとということであるならば、「あるいは」をなくしてしまっただほうがいいというのが一つ。子供の「供」というのは平仮名、もしくは小児と変えたほうがいいと思ったこと、そして、授乳中の母親ではなくて授乳中の女性でもいいと思っております。

○朝倉座長 ありがとうございます。その辺りの語句の修正はできますか。

○藤原評価専門官 そうしましたら、今の御指摘を踏まえて、小児、授乳中の女性とさせていただきます。あと、菜食主義者あるいは外食の利用者をどこまで書くか。原文をそのまま載せているのですが、両方とも、特殊な食べ方をしているみたいのところかと思うのですが、菜食主義者については、食品安全の分野でも、特殊な食べ方をしている人達として、場合によっては何かのハザードをたくさん摂取しているかもしれないということが出てくるのですが、日本の場合、菜食主義者について調べるということは、まだ定義等が定まっていないところもあるので、どこまで載せるかということも含めて御検討いただければと思っております。

○朝倉座長 ありがとうございます。

私が不思議だと思ったのは、成人女性というのがサブ集団なのですか。かなり大きな集団のような気がするのですが。

○藤原評価専門官 多分、一般集団は全年齢の男女両方を含む集団で、そうではないものを特定のサブ集団としていると考えております。

○朝倉座長 ありがとうございます。今、原文確認しようとして追いついていなかったのですが、

○藤原評価専門官 原文ですと、6-125ページの下から2段落目から、Duplicate-portion studiesとして陰膳方式調査の記載がございます。

○朝倉座長 ありがとうございます。では、ここは今のよう書き方で修正をしていただくということよろしいですか。

そのぐらいかと思えます。ここはやや記述が少ないということで事務局も気にされていたところかと思えますけれども、よろしいですか。

○藤原評価専門官 こちらは、化学物質濃度のセクションと食品消費量のセクションが分かれていますので、現行ではそれらがまとまったような内容になっているので、「4. 食品消費量」の記載も踏まえて、今回いただいた御提案も踏まえて少し修正させていただきます。

○朝倉座長 分かりました。ありがとうございます。では、後ほどまた見直す可能性もあるということですかね。分かりました。

では、次に行こうかと思えます。次が3の(2)の③というところで、31ページから始まることです。四角囲み自体は30ページの下のところから始まっているということかと思えます。

事務局から説明をお願いいたします。

○藤原評価専門官 それでは、30ページの下部の枠囲みを御覧ください。こちらにつきましては、EHC240の6.3.2.3を踏まえて、もともと原文のほうでは国際的なデータ等が紹介されていたのですが、食品安全委員会の手引きというところで、基本的には日本において公的に公表されているような化学物質濃度に関する調査結果について掲載しております。

こちらにつきまして、記載されている化学物質の種類ですとか、濃度データが適切かどうか、また、過不足がないか先生方に御確認をお願いしましたところ、多田専門参考人と吉成専門委員から追加すべき公表データについて御提案いただいております。こちらにつきまして御検討いただけますと幸いです。

なお、こちらのaのサブタイトルにつきましては、これまでの議論を踏まえまして、「最大基準値及び最大残留基準値」などとなりますでしょうか。こちらも確認いただけますと幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

では、30ページの四角囲みの一番下のところです。多田先生から御意見をいただいております。国内外のデータということで書いたほうがいいのかという御意見をいただいているのと、多田先生には③のaのところですね。サブタイトルは「最大基準値、最大残留基準値」でよろしいか、等なりつけたほうがいいのか、その辺も御意見をいただけるとありがたいです。

○多田専門参考人 まず、aのタイトルに関しましては、先ほど出てきた項目と同じように、対応したタイトルをつけていただければよいかと思えます。

「等」が要るかどうかは、「等」に該当するものがあればということで。

○朝倉座長 ここでいう使用基準というのは、先ほどの議論だと最大基準値のほうには含まれるというような考え方になるかと思いますが、この使用基準というのは削除で、「最大基準値、最大残留基準値」ということでよろしいですか。

○多田専門参考人 原文もそのようになっていたかと思われまして、先ほどのように用語の説明のところで使用基準の最大値というか最大濃度も最大基準値の言葉の中に含めるというようなことをきちんと書いていただければ、それで構わないと思っております。

○朝倉座長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

○藤原評価専門官 そうしますと、公表されているのは使用基準なので、本文では「使用基準を公表している」としているのですが、こちらの書きぶりについてどうかということをご確認いただけますと幸いです。また、幾つか国内外のデータで代表的なものを挙げてはどうか、ということなのですが、こちらは事務局では分かりかねる部分もございまして、具体的にこれというような形で、名称とURL等を後ほどでもいいので共有いただけますと幸いです。

○多田専門参考人 特に今の3行目の書きぶりに違和感はございませぬので、使用基準が公表されていることによって最大濃度も確認できますし、使用基準の中に残留量として示される場合もあるのですが、それについても使用基準の項を見れば確認できますので、これは今の書きぶりで問題ないと考えております。

それで、コメントさせていただいた部分に関しましては、既に認められているものはこうした基準値がありますし、サーベイランスやモニタリングデータもあるかと思うのですが、そうでなく新規のものの場合に海外のデータを参照する場合もあるかと思いましたが、補足的に一言、例えばcの下などに国外のデータを参照可能な場合もあるといった文言があってもよいのではないかと考えた次第です。

○朝倉座長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

○藤原評価専門官 こちらのセクションにつきましては、どちらかといえば具体的なものを挙げるセクションなので、もし海外のデータを参照する場合もあるみたいなことになると、こちらに載せるというよりは、脚注か、あるいはもう少し前のセクションですね。

「3(2)①」等で記載していただくのがいいのかと存じますが、いかがでしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。ということは、国外のデータで具体的にこれがというのがあれば、ここに載せてもいいということになりますか。

多田先生から何かそういうのはありますか。これというのが差し当たってあるわけではないという感じでしょうか。

○多田専門参考人 添加物でいくと、国外では認められていて日本では認められていないものは国外で基準値があったりしますので、そういったものが参考になる、基準値に基づいた何か結果といったものになるかと思ったのですが、脚注に書くということでも

構いません。

○朝倉座長 多分あまり特定せずに国外のデータを参照することもあるという文章であれば、もうちょっと前のほうの総説的な説明のところに入れたいというのが今の事務局の意見ですよね。

○藤原評価専門官 こちらのセクションは、どちらかといえば具体的なデータをこういうものがありますということで載せているので、もしここに載せるのであれば、具体的にこれこれというものを、例えば、評価書で過去に参照したものを載せていただいたほうが良いかと存じます。もし国外のデータもというところであれば、例えば前のほうで、国内のデータに限らず使用する、許可前の場合には国外のデータも使用するみたいなことを、脚注なり本文なりに書くほうが記載内容に合うのではないかと考えたところですが、いかがでしょうか。

○多田専門参考人 今ご説明いただいた文言のように、何かしら一言あるほうがいいかと。脚注なり、あるいは前のほうのところでも少し御説明を追加していただくなり、前のほうのところでも既にそういった記載があったかどうか明確に記憶していないのですけれども、もし全くそういったことがないのであれば、少し追記いただくか、脚注に追記いただくということも御検討いただくのがよいのではないかと思います。

○朝倉座長 何か実際にお使いになられた国外の添加物の一覧みたいな、そういうページというのは御存じですか。

○多田専門参考人 食品添加物でいくとGSFAなどでしょうか。食品ごとに上限値が決まっていたりしますので、そういったところは目安になる場合もあるかと。

○朝倉座長 多分この場所にはそういったことを書きたいということだと思うので、国外のデータが参照できることがあり、例えばこうこうこういうものであるというのを具体的にここに書いて、国外のデータを使える場合があるというもっとざっくりした話は前のほうのところに入れたいということかと思えますので、事務局のほうで、後で前のほうを振り返って検討することはできますか。具体的にここを書くといいのではないかというのは後で結構ですので、多田先生のほうから御意見をいただく形でよろしいですか。URLを教えてくださいとか、その程度のことなのですかけれども。

○多田専門参考人 分かりました。

○六鹿専門委員 今の件に関してなのですが、ここのaの部分の基準値等は、農薬とか食品添加物に限らず、何らかの基準値が設定しているものはその数値を使って保守的な見積もりをしてもいいという内容だと思うので、それは容器包装にも該当しますし、かび毒や自然毒でも規格値があるものは全部これに該当すると思うのですよね。そうすると、そういったものを全部書き出していくと非常に大変になってくるし、ヨーロッパの規格値であったりアメリカの規格値、もしくはほかの国や地域の規格値というところも当然参考にする場合もあると思えます。そういったものを全部書くと非常に大変だと思いますので、もうちょっとざっくりとした書き方でいいのではないかと思うのですけれども、どうでし

よう。確かに農薬とか食品添加物の食品衛生法の規格基準というのはよく使うものだと思うので、例示としてはこういうふうを書いておいてもいいと思いますけれども、あくまでも例示だよというような書き方で収めておくのがいいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。なかなか網羅的にここに書き出すのは難しいだろうという御意見かと思いますが、事務局、これはどうしますか。

○藤原評価専門官 事務局としましては、こういう推定方法があるというのを前のセクションで話しておいて、ではそれとして実際にどういうデータがあるかという具体的なデータを示す、というのが本セクションの意図だと考えております。もともとは、EHC240ではコーデックスの基準値のサイト等が掲載されていたところですが、そちらを日本でも参照することはあるかと思うのですけれども、基本的には日本の場合は日本の基準値等を使うというところで、食品添加物や農薬等の基準値を載せております。ただし、これらのデータは事務局で分かっているものを載せただけであり、これらのデータしかないと考えているわけではございません。このため、増やせるのであればもっと載せてもいいかと考えておりますので、そのようなデータを御提案いただければ、と御意見を伺っているところでございます。

○朝倉座長 では、ここに関してはもう一回挙げられるものがないかということで御意見募集しますか。

○藤原評価専門官 はい。ただし、すごく多くなってしまうのであれば、例えば優先順位をつけて、基本的には国が公表しているようなデータを優先的に載せれば良いのではないかと考えておりますし、分野によっては国際的なデータを使うというのがあれば、そちらを載せてもいいのかと考えております。こちらのセクションの意図としては、具体的に参照できるようなものを載せるというところですよ。

○朝倉座長 ありがとうございます。多田先生、お願いします。

○多田専門参考人 このセクションで具体的なURLと載せるということは理解したのですが、恐らく今御説明いただいたこのセクションは一例というか、例を示しているというスタンスだよという一文が a の上に 1 行でも何かあると、この下は単に例として挙がっているだけなのだということが明確に分かるように感じたのですが、何か一文を a の上に挟むということは御検討いただくことはできませんでしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。

事務局としてはそれで大丈夫ですか。

○藤原評価専門官 そのように修文いたします。ありがとうございます。

○朝倉座長 その一文に「国内の」と入れれば、先ほどの多田先生の懸念もなくなるのではないかと思うのですが、国内で利用可能なデータの例であるというようなことを入れるといいかと思えます。

○藤原評価専門官 ただ、そちらも分野によるかと考えまして、もし国外のデータもよく

使うというのであれば、国外のデータを絶対入れてはいけないということはないと考えますが、データがあり過ぎるとか、優先的に国内のデータを使うというのであれば、国内のデータを優先的に載せたほうがいいのではないかと、いうところです。

○朝倉座長 その辺りは、多田先生、いかがですか。実態としては、国内のものに限らず国外のものも結構使うというような感じですか。

○多田専門参考人 これもケース・バイ・ケースかと思われ、新しいものでも要請者が使用基準案を提案されれば、その値を使えばいいということにもなりますし、必ずしも海外のデータを使わなくてはならないということでもありませんので、そこの書きぶりは「国内の」という言葉が入っても入らなくても、個人的にはどちらでも構わないと思っております。

○朝倉座長 ここにそもそも国内のものと国外のものを一緒に並べるかというところからなってくるかと思うのですが、両方書くのであれば、国内のものを中心に海外のものにも触れたというような書き方になるでしょうし、その辺はどうしますか。何かどうすればいいという御意見がある方はいらっしゃいますか。

そうしましたら、例を挙げていただきつつ整理をすることにしますか。ここは継続審議ということで行こうかと思えます。

それから、吉成先生から御意見をいただいているのですが、こちらについては御説明いただけてよろしいですか。吉成先生、お願いいたします。

○吉成専門委員 こども結構既に議論されているとは思いますが、私は1つ提案という形で厚生労働科学研究のほうがあると記載しましたが、ただ、ほかの先生からもいろいろ挙がってきているなら一緒に入れていただこうかと思ったのですが、特にこれだけですと文章は浮いてしまうので、今すぐに入れてほしいとは考えておりません。ただ、今、もう少しこの辺りは議論すると話されていたので、もっといろいろなデータを入れるという方針になったらまた考えたいと思えます。

○朝倉座長 ありがとうございます。用語の定義のところと同じような議論になるかと思うのですが、どの程度の範囲のものを含めるのかというのがまず決まっていないと、なかなか挙げていただくのも難しいかと思うので、そこがこの程度のもの、例えば今、吉成先生がおっしゃったみたいな報告書レベルのものも挙げるのかとか、もしくは国とかから出ているようなものにするか決めるとか、その辺をある程度指定して先生方から御意見なり情報なりいただくという形でもいいかもしれないですね。

○藤原評価専門官 吉成専門委員の御指摘も気になっていたところで、いわゆる厚生労働科学研究や消費者庁の食品安全科学研究を入れるかどうかについては、検討が必要かと存じます。

実態としては、国が公開しているデータにつきましても、例えば基準審査課のウェブサイトで公開されている添加物のマーケットバスケット法調査のデータがございます。このデータについては、先ほどの厚労省や消費者庁の科研の枠組みで実施していただいたもの

と考えております。一方で、同じ科研の枠組みで実施されたものでも、残留農薬や重金属等のマーケットバスケット法調査等については、官公庁のウェブサイト等では公開されていないものもございます。こちらについては、吉成専門委員の研究と同様に科研のウェブサイトで公開されているので、このセクションにどこまで載せるのかは検討が必要と考えております。

○朝倉座長 ありがとうございます。これを見れば何に当たればいいのか分かるというレベルのものにしたいのか、こんなものを使っているよねというただの例なのかというところで大分違ってくると思いますので、ここはもう少し検討したほうがいいところかと思えます。

○藤原評価専門官 こちらにつきましては、単なる例というよりは、食品健康影響評価において評価書を書く際に、ここを見たら有益な情報が得られるだろうというレベルのデータを想定しております。このため、評価書を作成する際に参考しやすいデータとして、国が公表しているデータを中心に載せているので、それに科研等のデータを含めるかどうかについては御検討が必要かと考えております。

○朝倉座長 ありがとうございます。科研のデータとか厚労科研などだとデータベースになっていて分かりますので、ここのデータベースを見るといいみたいなどころまでは書けるかと思えますので、個別のところまではなかなか書けないと思えますけれども、その辺りも方針をどうするか決めないと、どの程度の情報を先生方から集めるかも分からないかと思えますので、そこはもう少しまとめてからということにいたしましょうか。

ということで、時間も結構いい感じになってきたかと思えますので、今日は検討する場所はここまでかと思えますけれども、追加で何かございますか。言い残したとかあれば。

中山先生、お願いします。

○中山専門委員 1点細かい点なのですが、全体的にといいますか、パーセンタイル値の例が幾つか出てきていると思えます。例えば97.5パーセンタイル値であるとか90パーセンタイル値、95パーセンタイル値、これが今の手引きでは唐突に出てきて、元のEHC240のほうは最初のほうに少し説明があるのですけれども、どこかに何かあったほうがいいと思って、これ全体が仕上がってからもいいのですけれども、確認したほうがいいかと思えました。

○藤原評価専門官 最初のほうに記載があるというのは、具体的にどのような記載があるというようなことを想定されていますか。

○中山専門委員 例えばこういう場合には90パーセンタイル、こういう場合は95パーセンタイルとか、今すぐどこにかというのは思い出せないのですけれども、最初のほうにあったと思うのですが、どこだったかな。

○藤原評価専門官 全体としては、急性ばく露のように大きいばく露量を見る場合は、高値の濃度データを使っております。対象とする化学物質によっては、使用するパーセンタイル値がある程度決まっています、原文ではその値が出てくるのかと考えておりますが、唐

突に出てくるとお感じになられるようであれば、手引き（案）でその辺りをどう書いたらいいのかということでしょうか。

○中山専門委員 例えはなのですけれども、EHC240の6-17ページぐらいのところにもともとは少し記載があったので、例えばこういうのを使いますよというのがあったので、それでこういうときにはこれを使う、こういうときにはこれを使うと後ほど出てくるのですけれどもEHC240 Chapter 6の6-16ページ目のHigh consumersのところの記載です。この部分に、どういうときにどのパーセンタイルを使うべきかの記載が例示されています。このような記載が、どこかにあると、後ろの方の記載がより理解できると思えました。もしかしたら、用語の定義に入れるのが適切でしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。端っこの部分をどう評価するかということですね。

ほかにお気づきの点はありますか。挙げておいていただいて、後々確かに振り返って検討するということもできると思いますので。よろしいですか。

では、次回は、今日ペンディングになったところも幾つかあったと思うので、その部分ですとか、あと、今見てきた利用可能なデータのところをどうまとめていくか決めた上で、また検討を始められればと思います。

事務局は、次回のワーキングまでに、引き続き文章の草案の作成をお願いいたします。

では、よろしいですか。本日の審議は以上となります。

議事の（2）その他について、事務局から事務連絡はありますか。

○藤原評価専門官 次回のワーキングの日程につきましては、座長とも御相談の上、決まり次第先生方にお知らせいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

これで本日の議事は全て終了いたしました。御議論ありがとうございました。

以上をもちまして、第10回「食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ」を閉会いたします。どうもありがとうございました。